

新婚さんを応援します



ご結婚おめでとうございます。
婚姻に伴う新生活の住宅取得費用、
住宅賃借費用及び引越し費用の一部を助成します。

○対象となる方

次の要件を全て満たす方

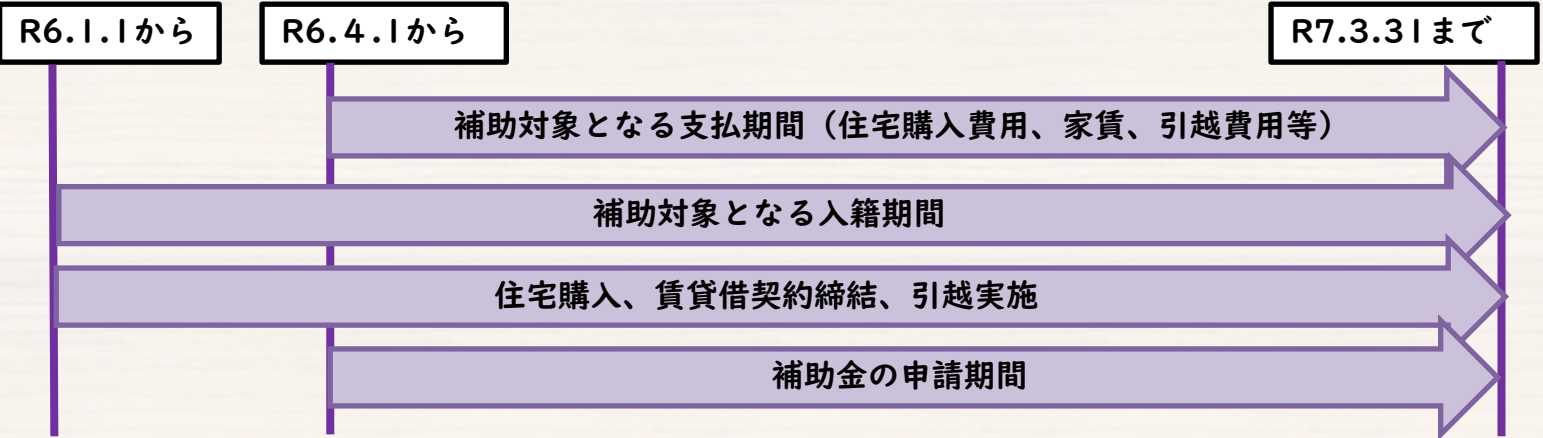
- ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
 - ②婚姻日時点で夫婦の年齢が共に39歳以下であること。
 - ③対象となる住居が大潟村内にあり、夫婦の双方または一方の住民票の住所が当該住宅の住所となっていること。
 - ④令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に支払った費用であること。
 - ⑤夫婦の所得合計額が500万円未満であること。
- ただし、貸与型奨学金を返済している場合は、所得から年間返済額を控除します。
- ⑥村税を滞納していないこと。
 - ⑦過去にこの制度に基づく助成を受けたことがないこと。
 - ⑧他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

○対象となる経費

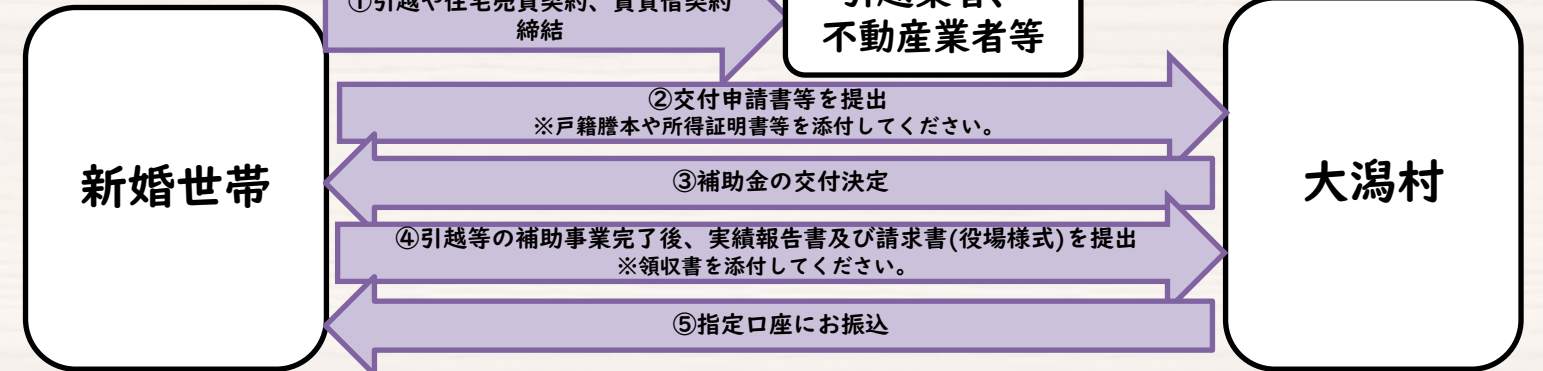
令和6年4月1日から令和7年3月31日までに支払った次の場合の費用が対象です。

- ①結婚を機に新規に大潟村内の住宅を取得した費用（新築、中古住宅）
- ②結婚を機に新規に大潟村内の賃貸住宅に居住する場合の費用（賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料）
- ③婚姻に伴う引越し費用（引越業者または運送業者への支払い実績）

○対象期間



○手続きの流れ



○提出書類

- ①大潟村結婚新生活応援事業費補助金交付申請書(別記様式第1号)
- ②戸籍謄本(夫婦の婚姻日が確認できるもの)
- ③住民票(夫婦分)
- ④所得証明書(夫婦分)※源泉徴収票ではありません。
- ⑤納税証明書(本村村税について未納がないこと)
- ⑥《住宅購入または賃貸借の場合》売買または賃貸借契約書の写し
- ⑥《引越しの場合》引越に係る契約書または見積書の写し
- ⑦《賃貸借の場合》住宅手当支給証明書(別記様式第2号)
- ⑧《該当する場合》離職票の写しまたは退職証明書
- ⑨《該当する場合》貸与型奨学金年間返済額証明書

※実績報告書提出の際、領収書の添付が必要です。

※上記以外にも審査に必要な書類を提出していただく場合があります。



○Q&A

Q1 婚姻に伴い生じたリフォーム費、増改築費は補助の対象となりますか。

A1 対象となりません。

Q2 再婚の場合も対象となりますか。

A2 対象となります。ただし、夫婦の双方または一方が、過去に他自治体を含め、この補助金の交付を受けたことがある場合対象となりません。

Q3 引越費用について、不用品の処分費用や自らレンタカーを借りて引っ越した場合、または友人に頼んで引っ越した場合は対象となりますか。

A3 対象となりません。

Q4 新婚夫婦以外の名義(親など)で契約した住宅取得や賃借費用は対象となりますか。

A4 対象となりません。

Q5 所得証明書はどの時点のものが必要ですか。

A5 申請時点で発行されている直近の所得証明書をご提出ください。

Q6 月々の賃料に駐車場代が含まれており、切り分けできない場合、どのように取り扱われますか。

A6 家屋の賃貸借契約に基づく支払いであり、かつ、切り分けができない場合、駐車場代等を含め補助の対象となります。

ただし、契約書等により駐車場代相当額が確認できる場合は、当該金額を月々の賃料から控除した金額を対象とします。

Q7 勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分は対象外となりますか。

A7 対象外です。その場合、住宅手当支給証明書を提出していただき、当該金額を控除した金額を補助対象とします。

Q8 実際に引越や物件の売買・賃貸借を行った結果、申請時の金額と異なってしまった場合どうすれば良いですか。

A8 補助金変更交付申請書を提出していただき、内容を審査後、補助金変更交付決定通知書をお渡します。その後、実績報告書及び請求書に領収書を添えてご提出ください。

○お問い合わせ

〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1-1 大潟村役場総務企画課企画財政班

TEL:0185-45-2111 E-mail:g-kikaku@vill.ogata.akita.jp

午前8時30分から午後5時15分まで(土日祝祭日を除く)